

講師

菅原真氏

南山大学法学部教授

日本国憲法22条の

「国籍離脱の自由」の解釈の新動向

―重国籍の拡大と国際法における『国籍』の役割の変化―

現在、国連加盟国における複数国籍の容認国は7割を超えています。また、国境を越えた人の移動や国際結婚によって、日本にも約89万人の重国籍者がいると推定されています。こうした中で、外国の国籍を取得したことを理由に日本国籍を剥奪することを定めた国籍法11条1項の違憲訴訟が提訴されました。

本報告では、これまで注目されることのなかった日本国憲法22条の「国籍離脱の自由」をめぐる解釈動向を紹介するとともに、現代における「国籍」の意義を憲法・国際人権法の観点から再検討します。

日時

令和2年

11月5日(木)

午後5時～

6時半

Zoom講演会 事前申込

以下フォームに入力いただき事前申込ください。
ZoomのURLなど詳細については、講演会前日
11月4日(水)にご登録いただきましたメール
アドレスへご連絡いたします。

※申込期限：2020年11月4日(水) 9:00 am
<https://forms.gle/Poiehial3hkmttCm8>

